新規移住者の雇用に対する助成制度（検討中）

追加資料①

■事業の目的・概要

市内事業者の労働力不足等に対応するため、市内に工場等を新設・増設（ＩＴ事業者は新設のみ）した事業者が、操業開始の際に市外からの移住者を新規雇用した場合に、既存の雇用奨励金に上乗せして給付する。

助成制度（案）

既存の雇用奨励金（企業誘致等促進条例/IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金交付要綱）に上乗せ

＜既存の雇用奨励金の要件＞

【製造業】
- ■事業開始日の前後１年以内に新たに雇用された者
- ■常用従業員
- ■設置をした事業所等で現に就労
- ■１年以上継続して雇用
- ■引き続き1年以上本市に住所を有する
- ■指定事業者の親族等でない者

【IT】
- ■協定締結日～事業開始日の間で雇用
- ■事業開始後１年以上雇用された者
- ■常用従業員
- ■設置をした事業所で現に就労している者
- ■操業開始の日から1年以上継続して雇用されている者

＜移住加算適用要件（新設）＞
- ■検討中

